

### 3 賃金制度

#### (1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は 80.3%となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は 93.8%、「26%以上」とする企業割合は 6.1%となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、1,000人以上が 23.3%、300～999人が 13.2%、100～299人が 8.0%、30～99人が 4.3%となっている。(第15表)

第15表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	時間外労働の割増賃金率の定め						定めていない
		定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				時間外労働時間数等に 応じて異なる率を 定めている	
			一律に 定めている <sup>1)</sup>	時間外労働の割増賃金率				
				25%	26%以上			
平成27年調査計	100.0	89.5	80.3 (100.0)	( 93.8)	( 6.1)	9.2	10.5	
1,000人以上	100.0	94.6	81.6 (100.0)	( 76.7)	( 23.3)	13.0	5.4	
300～999人	100.0	95.7	83.9 (100.0)	( 86.8)	( 13.2)	11.8	4.3	
100～299人	100.0	93.4	84.6 (100.0)	( 91.9)	( 8.0)	8.8	6.6	
30～99人	100.0	87.6	78.7 (100.0)	( 95.7)	( 4.3)	8.9	12.4	
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>2)</sup>	100.0	89.8	82.1 (100.0)	( 92.8)	( 7.1)	7.7	10.2	
26	100.0	89.7	82.0 (100.0)	( 93.5)	( 6.5)	7.8	10.3	
25	100.0	89.9	83.4 (100.0)	( 94.0)	( 5.8)	6.5	10.1	

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) ( )内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

2) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

## (2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率及び代替休暇制度

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は25.7%となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は46.1%、「50%以上」とする企業割合は53.2%となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業割合は20.6%、代替休暇制度がない企業割合は79.4%となっている。

中小企業該当区分別にみると、時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は中小企業で22.2%、中小企業以外で42.5%となっている。そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は中小企業で59.3%、中小企業以外で13.7%、「50%以上」とする企業割合は中小企業で40.0%、中小企業以外で85.9%となっている。(第16表)

**第16表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級、代替休暇制度の有無別企業割合**

(単位：%)

企業規模・中小企業 該当区分・年	時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 <sup>1)</sup>		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め						定めて いない
			定めている <sup>2)</sup>		代替休暇制度				
					1か月60時間を超える 時間外労働に係る 割増賃金率	制度 あり		制度 なし	
			25～ 49%	50% 以上					
平成27年調査計	[ 89.5 ]	100.0	25.7 (100.0)	( 46.1 )	( 53.2 )	( 20.6 )	( 79.4 )	74.3	
1,000人以上	[ 94.6 ]	100.0	83.7 (100.0)	( 10.4 )	( 89.3 )	( 12.0 )	( 88.0 )	16.3	
300～999人	[ 95.7 ]	100.0	60.7 (100.0)	( 18.2 )	( 81.3 )	( 17.7 )	( 82.3 )	39.3	
100～299人	[ 93.4 ]	100.0	32.5 (100.0)	( 41.9 )	( 57.7 )	( 18.0 )	( 82.0 )	67.5	
30～99人	[ 87.6 ]	100.0	18.1 (100.0)	( 63.5 )	( 35.6 )	( 24.5 )	( 75.5 )	81.9	
中小企業 <sup>3)</sup>	[ 98.5 ]	100.0	22.2 (100.0)	( 59.3 )	( 40.0 )	( 22.6 )	( 77.4 )	77.8	
中小企業以外	[ 97.1 ]	100.0	42.5 (100.0)	( 13.7 )	( 85.9 )	( 16.7 )	( 83.3 )	57.5	
中小企業該当不明	[ 14.4 ]	100.0	33.0 (100.0)	( 28.5 )	( 68.8 )	( 7.3 )	( 92.7 )	67.0	
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>4)</sup>	[ 89.8 ]	100.0	27.1 (100.0)	( 50.8 )	( 48.5 )	( 20.1 )	( 79.9 )	72.9	
26	[ 89.7 ]	100.0	29.3 (100.0)	( 45.7 )	( 54.0 )	( 27.0 )	( 73.0 )	70.7	
25	[ 89.9 ]	100.0	25.3 (100.0)	( 46.8 )	( 52.8 )	( 27.4 )	( 72.6 )	74.7	

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) [ ]内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ( )内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。

3) 「中小企業該当区分」は、平成27年から追加した項目である。詳細は23頁の「中小企業該当区分」を参照されたい。

4) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

### (3) 諸手当

平成26年11月分の常用労働者1人平均所定内賃金は311,635円となっており、そのうち諸手当は42,238円、所定内賃金に占める諸手当の割合は13.6%となっている。

また、所定内賃金に占める諸手当の割合を企業規模別にみると、規模が小さいほど高く、また、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が20.8%で最も高い。(第17表)

**第17表 賃金の種類別常用労働者1人平均所定内賃金及び構成比(平成26年11月分)**

企業規模・産業・年	所定内賃金					
	計 <sup>1)</sup>		基本給		諸手当	
	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
平成27年調査計	311,635	(100.0)	269,397	(86.4)	42,238	(13.6)
1,000人以上	358,323	(100.0)	316,870	(88.4)	41,453	(11.6)
300～999人	312,462	(100.0)	269,687	(86.3)	42,775	(13.7)
100～299人	284,533	(100.0)	243,928	(85.7)	40,604	(14.3)
30～99人	270,815	(100.0)	226,405	(83.6)	44,410	(16.4)
鉱業,採石業,砂利採取業	314,154	(100.0)	273,267	(87.0)	40,888	(13.0)
建設業	341,396	(100.0)	292,420	(85.7)	48,976	(14.3)
製造業	313,646	(100.0)	280,055	(89.3)	33,591	(10.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	410,119	(100.0)	324,755	(79.2)	85,363	(20.8)
情報通信業	362,342	(100.0)	318,164	(87.8)	44,178	(12.2)
運輸業,郵便業	264,408	(100.0)	211,789	(80.1)	52,619	(19.9)
卸売業,小売業	295,830	(100.0)	254,672	(86.1)	41,158	(13.9)
金融業,保険業	379,296	(100.0)	340,619	(89.8)	38,677	(10.2)
不動産業,物品賃貸業	322,966	(100.0)	275,270	(85.2)	47,697	(14.8)
学術研究,専門・技術サービス業	402,588	(100.0)	346,871	(86.2)	55,717	(13.8)
宿泊業,飲食サービス業	257,528	(100.0)	217,880	(84.6)	39,648	(15.4)
生活関連サービス業,娯楽業	256,077	(100.0)	211,827	(82.7)	44,250	(17.3)
教育,学習支援業	405,027	(100.0)	346,643	(85.6)	58,384	(14.4)
医療,福祉	285,270	(100.0)	239,270	(83.9)	46,000	(16.1)
複合サービス事業	289,355	(100.0)	254,330	(87.9)	35,025	(12.1)
サービス業(他に分類されないもの)	298,925	(100.0)	259,826	(86.9)	39,099	(13.1)
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>2)</sup>	310,118	(100.0)	269,374	(86.9)	40,744	(13.1)
22 <sup>3)</sup>	322,054	(100.0)	275,112	(85.4)	46,942	(14.6)

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) ( )内の数値は、所定内賃金(「基本給」と「諸手当」の計)を100とした割合である。

2) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民間企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

3) 平成22年調査計の数値は、平成21年11月分である。

平成26年11月分の諸手当を支給した企業割合を諸手当の種類別（複数回答）にみると、「通勤手当など」が91.7%で最も高く、次いで「役付手当など」87.7%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」66.9%などとなっている。

企業規模別にみると、「業績手当など」、「役付手当など」、「技能手当、技術（資格）手当など」及び「通勤手当など（1か月分に換算）」は、規模で大きな差が見られず、「特殊勤務手当など」、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」、「単身赴任手当、別居手当など」、「地域手当、勤務地手当など」及び「調整手当など」は、規模が大きいほど支給企業割合が高く、「精皆勤手当、出勤手当など」は規模が小さいほど支給企業割合が高い。（第18表）

**第18表 諸手当の種類別支給企業割合（平成26年11月分）**

企業規模・産業・年	計	勤務手当					精皆勤手当、出勤手当など	通勤手当など（1か月分に換算）
		業績手当など（個人、部門・グループ、会社別）	役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術（資格）手当など		
平成27年調査計	100.0	13.7	87.7	11.5	24.0	47.7	29.3	91.7
1,000人以上	100.0	15.6	80.4	19.3	45.0	47.0	7.2	94.0
300～999人	100.0	14.6	85.0	20.1	39.4	52.2	13.5	95.7
100～299人	100.0	15.0	89.2	13.3	30.6	53.4	24.4	93.5
30～99人	100.0	13.2	87.7	10.0	20.1	45.7	32.8	90.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	7.5	88.5	34.2	30.5	62.5	42.5	91.7
建設業	100.0	3.2	85.6	16.1	20.0	69.4	30.1	83.5
製造業	100.0	7.7	90.6	12.2	27.8	42.3	38.4	95.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	8.8	88.3	28.0	42.9	58.4	17.7	94.6
情報通信業	100.0	11.0	79.5	3.8	13.6	37.5	4.9	95.9
運輸業、郵便業	100.0	26.9	81.7	13.3	17.0	51.8	47.0	82.2
卸売業、小売業	100.0	26.6	87.2	5.0	14.9	40.2	24.6	87.9
金融業、保険業	100.0	6.6	83.6	7.3	23.7	29.3	2.4	93.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	26.0	90.4	5.5	16.5	52.5	14.8	89.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	8.2	85.7	9.2	11.0	59.1	17.2	94.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	17.8	80.4	1.9	12.6	26.2	22.6	88.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	13.2	93.3	4.8	21.4	47.7	38.1	92.4
教育、学習支援業	100.0	9.8	88.4	6.5	16.4	32.7	12.7	93.6
医療、福祉	100.0	3.2	95.6	21.0	47.6	67.6	26.1	97.4
複合サービス事業	100.0	27.1	98.3	16.5	47.4	70.7	4.5	97.6
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	20.3	75.7	16.5	13.2	43.0	29.8	88.8
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	100.0	16.2	85.8	9.9	19.9	45.2	31.0	90.3
22 <sup>2)</sup>	100.0	15.0	82.2	10.3	20.1	46.9	34.1	91.6

  

企業規模・産業・年	生活手当					調整手当など	上記及び左記のいずれにも該当しないもの
	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当（寒冷地手当、食事手当など）		
平成27年調査計	66.9	12.5	45.8	13.8	16.2	32.5	10.8
1,000人以上	77.0	35.1	59.1	66.9	30.3	53.8	18.0
300～999人	76.8	29.5	59.7	44.6	28.1	44.0	18.3
100～299人	72.2	18.1	55.3	22.6	17.7	39.2	14.8
30～99人	64.1	8.7	41.4	7.0	14.4	29.0	8.7
鉱業、採石業、砂利採取業	61.3	12.1	34.1	12.1	15.5	10.2	7.2
建設業	68.3	12.0	42.8	23.0	11.9	25.2	5.2
製造業	73.5	16.1	45.6	18.4	19.6	27.0	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	83.6	17.3	60.6	24.6	23.8	27.4	10.7
情報通信業	64.5	27.1	56.0	24.4	14.2	40.1	11.5
運輸業、郵便業	64.1	4.9	27.8	5.8	23.4	36.3	7.3
卸売業、小売業	65.9	14.8	43.5	17.7	15.7	33.9	13.4
金融業、保険業	75.4	22.0	56.4	27.9	23.5	29.7	12.7
不動産業、物品賃貸業	74.0	11.7	51.9	18.7	17.4	40.4	12.6
学術研究、専門・技術サービス業	61.6	23.3	63.9	37.2	17.1	26.7	17.6
宿泊業、飲食サービス業	50.0	5.8	33.1	6.1	21.2	17.1	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	68.4	12.8	49.8	9.4	16.5	33.4	8.2
教育、学習支援業	75.5	9.9	57.6	8.3	16.6	34.3	13.5
医療、福祉	72.0	6.2	63.7	1.6	9.1	45.8	14.0
複合サービス事業	97.2	2.7	44.9	6.7	10.4	19.3	15.3
サービス業（他に分類されないもの）	43.3	12.5	23.2	11.9	13.0	30.2	14.4
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	64.1	13.1	40.7	16.1	17.2	30.0	10.0
22 <sup>2)</sup>	65.9	12.7	41.2	15.8	15.5	29.7	9.1

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

2) 平成22年調査計の数値は、平成21年11月分である。

平成26年11月分として支給された労働者1人平均の諸手当の支給額を諸手当の種類別にみると、「業績手当など」が57,125円で最も高く、次いで「単身赴任手当、別居手当など」46,065円、「役付手当など」38,769円となっている（第19表）。

**第19表 諸手当の種類別支給された労働者1人平均支給額（平成26年11月分）**

企業規模・産業・年	業績手当など (個人・部門・グループ、会社別)	勤 務 手 当				精皆勤手当、出勤手当など	通勤手当など (1か月分に換算)
		役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術(資格)手当など		
平成27年調査計	57,125	38,769	13,970	25,464	20,299	10,506	11,462
1,000人以上	68,127	45,509	11,128	24,474	17,109	7,587	13,063
300～999人	52,674	39,669	13,748	23,887	20,714	8,314	11,656
100～299人	43,854	33,990	16,258	30,785	18,228	9,530	10,695
30～99人	59,997	36,458	15,471	23,579	23,576	12,218	10,131
鉱業、採石業、砂利採取業	7,623	67,180	19,395	14,970	13,367	10,037	9,676
建設業	90,708	45,420	22,196	24,037	19,087	15,006	13,668
製造業	45,847	32,639	6,769	22,680	16,969	8,076	10,987
電気・ガス・熱供給・水道業	85,751	26,890	8,191	27,562	11,004	7,781	14,987
情報通信業	62,159	45,314	26,447	13,907	25,707	8,150	14,972
運輸業、郵便業	78,832	47,903	15,527	19,177	32,514	15,778	10,307
卸売業、小売業	40,245	38,158	12,027	20,751	17,857	9,147	12,502
金融業、保険業	100,786	60,864	13,243	15,861	15,927	7,182	12,631
不動産業、物品賃貸業	77,906	43,957	13,601	19,743	16,744	6,871	13,229
学術研究、専門・技術サービス業	71,490	53,677	18,765	34,187	30,752	13,988	14,496
宿泊業、飲食サービス業	39,483	44,296	11,373	15,106	23,157	10,400	11,988
生活関連サービス業、娯楽業	42,012	52,338	19,031	23,507	14,779	15,363	11,221
教育、学習支援業	25,977	33,835	21,456	27,447	27,886	6,366	12,814
医療、福祉	25,338	34,177	15,566	27,801	20,778	8,461	8,518
複合サービス事業	22,233	25,217	8,504	13,271	5,377	4,275	9,564
サービス業(他に分類されないもの)	48,473	26,875	13,563	102,559	13,147	15,989	11,977
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	59,407	39,277	12,960	24,597	20,293	11,039	11,957
22 <sup>2)</sup>	62,690	40,227	15,294	24,942	20,960	11,467	11,795

(単位：円)

企業規模・産業・年	生 活 手 当					調整手当など	上記及び左記のいずれにも該当しないもの
	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当(寒冷地手当、食事手当など)		
平成27年調査計	17,282	22,776	17,000	46,065	9,280	26,100	30,542
1,000人以上	21,671	21,374	19,333	48,949	9,534	21,703	36,524
300～999人	17,674	22,484	17,818	43,255	7,163	29,221	23,581
100～299人	15,439	20,132	15,832	42,737	10,557	25,097	26,948
30～99人	12,180	36,245	14,359	36,834	10,059	28,862	37,027
鉱業、採石業、砂利採取業	14,908	10,202	11,136	35,857	5,226	30,388	59,948
建設業	17,565	22,540	16,760	41,669	7,320	20,474	25,568
製造業	17,500	20,532	14,178	47,308	5,951	21,639	31,220
電気・ガス・熱供給・水道業	38,536	10,775	10,466	78,394	8,246	34,807	38,816
情報通信業	23,853	19,759	25,312	50,811	8,309	26,803	44,204
運輸業、郵便業	13,502	26,324	15,471	39,705	12,314	45,019	32,915
卸売業、小売業	15,869	23,297	18,305	47,980	13,694	20,739	32,378
金融業、保険業	24,110	25,088	19,151	48,113	6,562	42,086	38,307
不動産業、物品賃貸業	16,579	16,084	20,571	58,227	9,546	31,717	31,429
学術研究、専門・技術サービス業	20,933	27,700	19,808	36,911	6,983	25,876	63,682
宿泊業、飲食サービス業	14,439	23,678	15,442	34,595	7,315	36,159	31,473
生活関連サービス業、娯楽業	14,868	17,310	17,753	33,478	11,959	29,789	36,290
教育、学習支援業	20,166	28,520	19,189	38,874	13,133	26,517	24,889
医療、福祉	13,309	24,346	15,727	33,252	6,350	24,994	22,358
複合サービス事業	13,841	26,839	12,091	34,674	18,384	16,223	17,644
サービス業(他に分類されないもの)	18,124	19,461	23,480	50,032	22,980	21,215	27,865
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	17,532	21,233	17,148	45,966	8,671	26,581	33,568
22 <sup>2)</sup>	17,835	18,252	16,890	41,001	9,400	26,248	34,821

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

2) 平成22年調査計の数値は、平成21年11月分である。